

## 令和7年度第2回労働者安全衛生対策部会 追加質問・意見

福島県原子力安全対策課

項目 (資料番号、頁番号等)	専門委員等からの追加意見・コメント	東京電力・福島労働局の回答
資料5-1 資料P10	<p>割増賃金、年次有給休暇、就業規則の作成・届け出の違反件数がまだあることについて、割増賃金、年次有給休暇については運用上の解釈に相違があったりするため、なかなか解決が難しいと思いますが、就業規則は、労使間の健全な労働環境と健全な労務提供を約束する契約書ですので、これが作成されていないのは大きな問題です。</p> <p>これが、単に届け出を失念していたケースであればまだしも、作成されていないのであれば、東電としても発注先として適正かの検討、ひいては契約条件に含めるなど指導あるべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>【東京電力の回答】</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の件について、協力企業への是正勧告や指導票は、当社へは通知・開示されないため、当社としてはそれらの対象となった企業名等を把握しておりません。</p> <p>当社としては、労働者のみなさまに適切な労務賃金がお支払いできるよう、福島第一原子力発電所における作業環境や作業条件を考慮して設計上の労務費の割増を行い、元請企業と協議のうえ請負契約を締結し、この契約条件に基づいて「設計上の労務費割増分の増額施策」が実施され、有効に機能していることの検証を定期的に実施しています。</p> <p>また、先日ご説明申し上げたとおり安全衛生推進協議会（元請企業との会議体）において、福島労働局公表の結果を紹介する他、協議会の場に富岡労働基準監督署をお招きしご講演いただく等（至近では2025年12月18日開催）、ご指示を仰ぎながら違反等の再発防止に努めています。</p>

項目 (資料番号、頁番号等)	専門委員等からの追加意見・コメント	東京電力・福島労働局の回答
		<p><b>【福島労働局の回答】</b></p> <p>福島労働局といたしましては、当該追加意見に対しまして、特段の意見や回答はございません。</p>